

屋外広告物許可地域（飯田市屋外広告物条例 第 10 条）

次に掲げる地域又は場所（屋外広告物禁止地域又は屋外広告物特別規制地域を除く。）において、広告物等を表示し、設置し、又は改造しようとする者は、当該表示、設置又は改造について、市長の許可を受けなければならない。

(1) 屋外広告物禁止地域の周辺又はこれらから展望できる範囲の地域（下欄参照）

接続する道路等		範囲
種類及び名称	区間	
高速自動車国道中央自動車道西宮線	左記の道路の両側各 1,000 メートル以内に飯田市の区域が存する左記の道路の区間	両側各 1,000 メートル以内
一般国道自動車専用道路三遠南信自動車道	左記の道路の両側各 1,000 メートル以内に飯田市の区域が存する左記の道路の高速自動車国道中央自動車道西宮線との交差点から飯田市と下伊那郡喬木村との境界までの区間	両側各 1,000 メートル以内

(2) 良好な景観を育成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために特に必要がある地域又は場所（下欄参照）

種類及び名称	区間	範囲
飯田駅前広場	中央通り線（昭和 54 年長野県告示第 743 号に告示された飯田都市計画道路 3・4・7 中央通り線）の起点付近	約 8,590 平方メートルの広場及びこれに接続する 20 メートル以内

● 次に掲げる広告物等の表示・設置は適用除外

- 公職選挙法その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、又は設置するもの
 - 法令の規定により表示又は設置を義務づけられたもの
 - 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるもの
 - 自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等に表示するもの
 - ・表示面積の合計が 15 m²以下のもので、当該地域について適用される飯田市景観計画に定められた屋外広告物の表示、設置、改造に関する行為についての制限（景観育成基準）に適合するもの
 - 祭典その他慣例上使用するもの
 - ・祭典その他年中行事等のためにするもの
 - 一時的又は仮設的なもの
 - ・表示期間及び責任者の住所及び氏名を 25cm²の大きさの範囲内に明示したもので、表示期間 30 日を超えないもの
 - 営利を目的としないもの
- (1) 交通安全、公衆衛生、水火災予防その他公益に関する宣伝告知のためにするもの

- (2) 会合その他催物に関するもの
- (3) はり紙、はり札、立看板、広告旗及び広告幕類
- (4) 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件

○ 屋外広告物許可地域に関する申請

- ・屋外広告物許可地域において、広告物等の表示、設置、改造をしようとするとき

○ 次の基準及び当該地域に適用される景観育成基準に適合するときは許可する。

区分		基準		都市計画区域以外の区域又は自然公園法若しくは長野県立自然公園条例に規定する自然公園の区域
		許可地域全域		
建築物を利用した広告物等	屋上広告物	本体の高さ	13メートル以下	許可地域全域の基準のほか、次に掲げるもの 1 地色の彩度8以下 2 次に掲げるものは使用しないこと。 (1) 反射光のある素材 (2) 動光、点滅照明、ネオンその他これらに類するもの
		建築物の高さに対する本体の高さの割合	建築物の高さの10分の6以下	
		その他	建築物から横にはみ出さないこと。	
	壁面広告物	表示面積	合計が広告物を表示する壁面の面積の10分の4以下	
	袖看板	下端の高さ	道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合にあっては、2.5メートル以上	
		壁面からの出幅	1.5メートル以下	
		道路上の出幅	1.0メートル以下	
		その他	壁面上端を越えないこと。	
	地上に設置する広告物等	高さ	13メートル以下	
		表示面積	合計50平方メートル以下	
その他の広告物等	—			

○ 屋外広告物許可地域における許可については、次の手続が必要。

- ・許可を受けた者は、許可の有効期間満了の10日前までに許可の更新の申請。
- ・許可を受けた者は、許可を受けた広告物等を廃止したとき、または許可を受けた者の氏名、名称、住所に変更があったときは、変更があった日から10日以内に届出。
- ・許可を受けた者は、管理者を選任したときは、選任の日から10日以内に届出。
- ・許可を受けた者は、管理者の解任、管理者の氏名、名称、住所に変更があったときは、10日以内に届出。
- ・許可を受けた者から譲渡、相続等により地位を承継した者は、承継の日から10日以内に届出。